

**総合評価方式の運用（令和5年4月） 新旧対照表**

新（令和5年4月1日以降適用）	旧（令和4年4月1日以降適用）	備 考
<p><b>1. 4 基本事項（共通事項）</b></p> <p><b>(2) 申請書、確認資料、証明資料、追加資料について</b></p> <p>3) 発注者における申請書等、追加資料の確認</p> <p>a) 評価は提出された申請書及び確認資料により行い、それらの確認は提出された証明資料により行う。</p> <p>b) 証明資料による確認の結果、申請書及び確認資料の記載に誤りがあった場合、評価は下方修正のみを行う。建設行政情報システム(県のシステム)でも申請書及び確認資料の内容確認を行い、内容が異なる場合は評価の下方修正のみを行う。</p> <p>4) 書類不備等の場合</p> <p>c) 申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。</p> <p><b>(4) 技術者育成型（専任補助者を配置する場合）について</b></p> <p>評価項目における「若手・女性担当技術者の配置」（60ページ）とは異なる制度である。若手技術者又は主任技術者や管理技術者等の役職経験の少ない技術者を配置予定技術者(※)とする場合、より経験のある技術者を当該工事の専任補助者として配置することが可能で、配置予定技術者(※)の育成を図る制度である。（制度適用の有無については、公告文及び入札説明書等を確認すること。）</p> <p>a) 配置予定技術者(※)と専任補助者両方とも、入札公告で求める入札参加資格における配置予定技術者の要件を満たすことが必要である。</p> <p>b) 別記様式3-2における専任補助者の能力等で評価を行う。</p> <p>c) 専任補助者は、現場代理人を兼任できるものとする。</p> <p>d) 専任補助者を配置した工事が完成し、かつ工事成績が65点以上であった場合は、配置予定技術者(※)及び専任補助者の両方の実績と認める。</p> <p>(※) 配置予定技術者は、若手技術者(35歳未満)又は年齢に限らず主任技術者や監理技術者等の「役職あり」での現場経験の少ない技術者を含む。</p> <p><b>1. 5 事後審査（自己評価）型について</b></p> <p>g) 自己評価型では、以降「申請書及び確認資料提出期限日」を「自己評価表提出期限日」と読み替える。なお、自己評価表提出期限日の翌日から申請書等の提出期限日までの期間に新たに手持ち工事量の増や受賞、各証明書の取得などが生じたとしても、確認資料及び証明資料は提出した「自己評価表」（自己評価表提出期限日）の内容を証明するものとする。</p>	<p><b>1. 4 基本事項（共通事項）</b></p> <p><b>(2) 申請書、確認資料、証明資料、追加資料について</b></p> <p>3) 発注者における申請書等、追加資料の確認</p> <p>a) 提出された申請書及び確認資料の内容を、証明資料により確認する。</p> <p>b) 建設行政情報システム(県のシステム)でも申請書等の内容確認を行い、内容が異なる場合は評価の下方修正のみを行う。内容の確認ができないものについては、書類不備として取扱う。</p> <p>4) 書類不備等の場合</p> <p>c) 証明資料により確認資料の内容が証明できない場合、評価の下方修正となる。</p> <p><b>(4) 技術者育成型（専任補助者を配置する場合）について</b></p> <p>(※ 当該型式と評価項目における「若手・女性担当技術者の配置」は異なるものである)</p> <p>a) 配置予定技術者(若手技術者等※)と専任補助者両方とも、入札公告で求める資格が必要である。</p> <p>b) 専任補助者は、現場代理人を兼任できるものとする。</p> <p>c) 専任補助者を配置した工事が完成し、かつ工事成績が65点以上であった場合は、配置予定技術者及び専任補助者の両方の実績と認める。</p> <p>※ 配置予定技術者は、若手技術者(35歳未満)のみでなく、これまでに主任技術者や監理技術者等の「役職あり」での現場経験のない技術者も含む。</p> <p><b>1. 5 事後審査（自己評価）型について</b></p> <p>g) 自己評価型では、以降「申請書及び確認資料提出期限日」を「自己評価表提出期限日」と読み替える。なお、自己評価表提出期限日の翌日から申請書等の提出期限日までの期間に新たに手持ち工事量の増や受賞、各証明書の取得などが生じても、確認資料及び証明資料は提出した「自己評価表」（自己評価表提出期限日）の内容を証明するものである。</p>	<p><b>【9ページ】</b></p> <p>分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p> <p><b>【11ページ】</b></p> <p>分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p>

総合評価方式の運用（令和5年4月） 新旧対照表

新（令和5年4月1日以降適用）												旧（令和4年4月1日以降適用）												備考																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>1. 7. 3 評価項目の設定及び評価基準等</p> <p>(1) 各方式における評価事項について</p> <p>表-1 方式毎の評価項目及び標準配点（案）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価事項</th> <th rowspan="2">評価項目</th> <th rowspan="2">評価細目</th> <th colspan="2">特別簡易型</th> <th colspan="2">簡易型I型</th> <th colspan="2">簡易型II型</th> <th colspan="2">標準型</th> <th colspan="2">高度技術提案型</th> </tr> <tr> <th>適用</th> <th>配点</th> <th>適用</th> <th>配点</th> <th>適用</th> <th>配点</th> <th>適用</th> <th>配点</th> <th>適用</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">① 企業の能力等</td> <td rowspan="10">地域</td> <td>同一工種(又は同種工事)の施工実績</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>同一工種の工事成績</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>優良建設業者表彰</td> <td>◎</td> <td>5</td> <td>◎</td> <td>5</td> <td>◎</td> <td>5</td> <td>◎</td> <td>5</td> <td>◎</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>登録基幹技能者等の活用</td> <td>◎</td> <td>1</td> <td>◎</td> <td>1</td> <td>◎</td> <td>1</td> <td>◎</td> <td>1</td> <td>◎</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>手持ち工事量</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>○</td> <td>(10)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>週休2日工事</td> <td>◎</td> <td>2</td> <td>◎</td> <td>2</td> <td>◎</td> <td>2</td> <td>◎</td> <td>2</td> <td>◎</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ICT工事 ※1)</td> <td>◎</td> <td>2</td> <td>◎</td> <td>2</td> <td>◎</td> <td>2</td> <td>◎</td> <td>2</td> <td>◎</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>労務費見積り尊重宣言</td> <td>○</td> <td>(1)</td> <td>○</td> <td>(1)</td> <td>◎</td> <td>1</td> <td>◎</td> <td>1</td> <td>◎</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>40~41</td> <td></td> <td>40~41</td> <td></td> <td>41</td> <td></td> <td>31~41</td> <td></td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>①小計</td> <td></td> <td>54~55</td> <td></td> <td>54~55</td> <td></td> <td>54~55</td> <td></td> <td>44~55</td> <td></td> <td>44~45</td> </tr> </tbody> </table>													評価事項	評価項目	評価細目	特別簡易型		簡易型I型		簡易型II型		標準型		高度技術提案型		適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	① 企業の能力等	地域	同一工種(又は同種工事)の施工実績	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	同一工種の工事成績	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	優良建設業者表彰	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	登録基幹技能者等の活用	◎	1	◎	1	◎	1	◎	1	◎	1	手持ち工事量	◎	10	◎	10	◎	10	○	(10)			週休2日工事	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	ICT工事 ※1)	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	労務費見積り尊重宣言	○	(1)	○	(1)	◎	1	◎	1	◎	1	小計		40~41		40~41		41		31~41		31	①小計		54~55		54~55		54~55		44~55		44~45	<p>1. 7. 3 評価項目の設定及び評価基準等</p> <p>(1) 各方式における評価事項について</p> <p>表-1 方式毎の評価項目及び標準配点（案）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価事項</th> <th rowspan="2">評価項目</th> <th rowspan="2">評価細目</th> <th colspan="2">特別簡易型</th> <th colspan="2">簡易型I型</th> <th colspan="2">簡易型II型</th> <th colspan="2">標準型</th> <th colspan="2">高度技術提案型</th> </tr> <tr> <th>適用</th> <th>配点</th> <th>適用</th> <th>配点</th> <th>適用</th> <th>配点</th> <th>適用</th> <th>配点</th> <th>適用</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">① 企業の能力等</td> <td rowspan="10">地域</td> <td>同一工種(又は同種工事)の施工実績</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>同一工種の工事成績</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>優良建設業者表彰</td> <td>◎</td> <td>5</td> <td>◎</td> <td>5</td> <td>◎</td> <td>5</td> <td>◎</td> <td>5</td> <td>◎</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>登録基幹技能者等の活用</td> <td>◎</td> <td>1</td> <td>◎</td> <td>1</td> <td>◎</td> <td>1</td> <td>◎</td> <td>1</td> <td>◎</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>手持ち工事量</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>◎</td> <td>10</td> <td>○</td> <td>(10)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>週休2日工事</td> <td>◎</td> <td>2</td> <td>◎</td> <td>2</td> <td>◎</td> <td>2</td> <td>◎</td> <td>2</td> <td>◎</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ICT工事 ※1)</td> <td>◎</td> <td>2</td> <td>◎</td> <td>2</td> <td>◎</td> <td>2</td> <td>◎</td> <td>2</td> <td>◎</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>労務費見積り尊重宣言</td> <td>△</td> <td>(1)</td> <td>△</td> <td>(1)</td> <td>○</td> <td>(1)</td> <td>○</td> <td>(1)</td> <td>○</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>40~41</td> <td></td> <td>40~41</td> <td></td> <td>40~41</td> <td></td> <td>30~41</td> <td></td> <td>30~31</td> </tr> <tr> <td>①小計</td> <td></td> <td>54~55</td> <td></td> <td>54~55</td> <td></td> <td>54~55</td> <td></td> <td>44~55</td> <td></td> <td>44~45</td> </tr> </tbody> </table>													評価事項	評価項目	評価細目	特別簡易型		簡易型I型		簡易型II型		標準型		高度技術提案型		適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	① 企業の能力等	地域	同一工種(又は同種工事)の施工実績	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	同一工種の工事成績	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	優良建設業者表彰	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	登録基幹技能者等の活用	◎	1	◎	1	◎	1	◎	1	◎	1	手持ち工事量	◎	10	◎	10	◎	10	○	(10)			週休2日工事	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	ICT工事 ※1)	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	労務費見積り尊重宣言	△	(1)	△	(1)	○	(1)	○	(1)	○	(1)	小計		40~41		40~41		40~41		30~41		30~31	①小計		54~55		54~55		54~55		44~55		44~45	<p>【19ページ】</p> <p>労務費見積り尊重宣言について、簡易型II型、標準型及び高度技術提案型においては、原則必須の評価項目とする改定。</p> <p>特別簡易型及び簡易型I型においては、積極的に評価する項目とする改定。</p>
評価事項	評価項目	評価細目	特別簡易型		簡易型I型		簡易型II型		標準型		高度技術提案型																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																												
① 企業の能力等	地域	同一工種(又は同種工事)の施工実績	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		同一工種の工事成績	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		優良建設業者表彰	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		登録基幹技能者等の活用	◎	1	◎	1	◎	1	◎	1	◎	1																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		手持ち工事量	◎	10	◎	10	◎	10	○	(10)																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		週休2日工事	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		ICT工事 ※1)	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		労務費見積り尊重宣言	○	(1)	○	(1)	◎	1	◎	1	◎	1																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		小計		40~41		40~41		41		31~41		31																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		①小計		54~55		54~55		54~55		44~55		44~45																																																																																																																																																																																																																																																																																												
評価事項	評価項目	評価細目	特別簡易型		簡易型I型		簡易型II型		標準型		高度技術提案型																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																												
① 企業の能力等	地域	同一工種(又は同種工事)の施工実績	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		同一工種の工事成績	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		優良建設業者表彰	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		登録基幹技能者等の活用	◎	1	◎	1	◎	1	◎	1	◎	1																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		手持ち工事量	◎	10	◎	10	◎	10	○	(10)																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		週休2日工事	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		ICT工事 ※1)	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		労務費見積り尊重宣言	△	(1)	△	(1)	○	(1)	○	(1)	○	(1)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		小計		40~41		40~41		40~41		30~41		30~31																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		①小計		54~55		54~55		54~55		44~55		44~45																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>1. 7. 5 「①企業の能力等」における申請書等及び評価に関する留意事項</p> <p>(1) 同一工種(又は同種工事)の施工実績 《全型共通》</p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式2）</p> <p>j) 評価は提出された申請書及び確認資料により行い、それらの確認は提出された証明資料により行う。</p> <p>申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。</p> <p>証明資料による確認の結果、申請書及び確認資料の記載に誤りがあった場合、評価は下方修正のみを行う。</p> <p>建設行政情報システムにより申請書及び確認資料の内容確認ができた場合は、評価の下方修正のみを行うものとする。ただし、その場合においても、提出した申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。</p> <p>4) 申請書等の記載内容を証明する証明資料</p> <p>b) コリンス登録のある場合</p> <p>登録内容確認書竣工登録により、工事の完成、同一工種(又は同種工事)、工期、受発注者の確認を行う。</p>													<p>【34ページ】</p> <p>分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>1. 7. 5 「①企業の能力等」における申請書等及び評価に関する留意事項</p> <p>(1) 同一工種(又は同種工事)の施工実績 《全型共通》</p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式2）</p> <p>j) 評価は申請書及び確認資料により行うものとし、計算間違い、記入漏れ・ミス、書類不備等がある場合は、最低点に下方修正を行うものとする。ただし、建設行政情報システムにより申請書等の内容確認ができた場合は、評価の下方修正のみを行うものとする。</p> <p>4) 申請書等の記載内容を証明する証明資料</p> <p>b) CORINS 登録のある場合</p> <p>登録内容確認書により、工事の完成、同一工種(又は同種工事)、工期、受発注者の確認を行う。</p>														<p>【35ページ】</p> <p>分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																										

**総合評価方式の運用（令和5年4月） 新旧対照表**

新（令和5年4月1日以降適用）	旧（令和4年4月1日以降適用）	備考				
<p><b>（2） 同一工種の工事成績 &lt;&lt;全型共通&gt;&gt;</b></p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式7）</p> <p>b) 沖縄県土木建築部の発注した全ての工事のうち、当該発注工事と同一工種かつ最終契約金額1,000万円以上の工事の工事成績を評価対象とする。</p> <p>c) 「工事成績評定を省略することができる工事（沖縄県土木建築部工事成績評定要領）」に示されている工事については、評価の対象外とする。</p> <p>d) 過去5年間の平均点は、以下により算出することとし、過去5年間の完成工事とは、当該年度を含まない直近の5年度間に完成した工事とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{過去5年間の平均点} = \frac{\text{過去5年間の完成工事の評点合計}}{\text{過去5年間の完成工事の件数}}</math> </div> <p>e) 平均点は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位止めとする。</p> <p>h) 評価は提出された申請書及び確認資料により行い、それらの確認は提出された証明資料により行う。</p> <p>申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。ただし、申請書及び確認資料において記載すべきでない工事を記載し、これに係る証明資料の提出が無くとも最低点とはしない。</p> <p>建設行政情報システムにおいても確認を行い、提出された申請書及び確認資料において記載すべき工事が漏れていた場合、評価は最低点に下方修正とする。</p> <p>証明資料による確認の結果、申請書及び確認資料の記載に誤りがあった場合、評価は下方修正のみを行う。</p> <p>建設行政情報システムにより申請書及び確認資料の内容確認ができた場合は、評価の下方修正のみを行うものとする。ただし、その場合においても、提出した申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。</p> <p>4) 申請書及び確認資料の記載内容を証明する証明資料</p> <p>c) コリنز登録のある場合</p> <p>登録内容確認書竣工登録により、同一工種、工期、受発注者を確認する。</p>	<p><b>（2） 同一工種の工事成績 &lt;&lt;全型共通&gt;&gt;</b></p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式7）</p> <p>b) 沖縄県土木建築部の発注した全ての工事のうち、当該発注工事と同一工種及び最終契約金額1,000万円以上の工事の工事成績を評価対象とする。</p> <p>c) 過去5年間の平均点は、以下により算出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{過去5年間の平均点} = \frac{\text{過去5年間の完成工事の評点合計}}{\text{過去5年間の完成工事の件数}}</math> </div> <p>d) 成績点の平均点は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位止めとする。</p> <p>e) 過去5年間とは、当該年度を含まない直近の5年度間とする。</p> <p>g) 工事成績評定対象外工事は、「工事成績評定を省略することができる工事（沖縄県土木建築部工事成績評定要領）」に示されている工事であり、取扱は以下とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">評価項目</th> <th>取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事成績</td> <td>点数及び件数には計上しない ※別記様式7の工事名の欄に、「工事名」と「工事成績評定対象外」と記載すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>i) 評価は申請書及び確認資料により行うものとし、計算間違い、記入漏れ・ミス、書類不備等がある場合は、最低点に下方修正を行うものとする。ただし、建設行政情報システムにより申請書等の内容確認ができた場合は、評価の下方修正のみを行うものとする。</p> <p>4) 申請書及び確認資料の記載内容を証明する証明資料</p> <p>c) CORINS 登録のある場合</p> <p>登録内容確認書により、同一工種、工期、受発注者を確認する。</p>	評価項目	取扱い	工事成績	点数及び件数には計上しない ※別記様式7の工事名の欄に、「工事名」と「工事成績評定対象外」と記載すること。	<p>【36 ページ】</p> <p>分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p> <p>【37 ページ】</p> <p>分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p> <p>分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p>
評価項目	取扱い					
工事成績	点数及び件数には計上しない ※別記様式7の工事名の欄に、「工事名」と「工事成績評定対象外」と記載すること。					

総合評価方式の運用（令和5年4月） 新旧対照表

新（令和5年4月1日以降適用）	旧（令和4年4月1日以降適用）	備考																																																								
<p>(3) 優良建設業者表彰 &lt;&lt;全型共通&gt;&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価細目</th> <th>評価の視点</th> <th>配点</th> <th>点数</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">優良建設業者表彰</td> <td rowspan="4">過去3年間の優良工事表彰の有無</td> <td rowspan="4">5</td> <td>5.0</td> <td>県知事表彰の実績あり</td> </tr> <tr> <td>3.0</td> <td>県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり</td> </tr> <tr> <td>2.0</td> <td>県土木建築部(各事務所長、各課長)又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり</td> </tr> <tr> <td>0.0</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式2）</p> <p>c) 「県」は、以下を対象とする。</p> <p>○沖縄県土木建築部 ※技術・建設業課ホームページ以下 URL 参照  <a href="https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/hyousyou/hyousyou.html">https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/hyousyou/hyousyou.html</a></p> <table border="1"> <tr> <td>表彰区分</td> <td>: 知事、部長、各事務所長、各課長</td> </tr> <tr> <td>部門</td> <td>: 土木、建築、電気、管、造園</td> </tr> </table> <p>○沖縄県農林水産部</p> <table border="1"> <tr> <td>表彰区分</td> <td>: 知事、部長 ※出先機関の表彰は対象外</td> </tr> <tr> <td>部門</td> <td>: 農業土木、水産土木、森林土木</td> </tr> </table> <p>○沖縄県企業局</p> <table border="1"> <tr> <td>表彰区分</td> <td>: 局長</td> </tr> <tr> <td>部門</td> <td>: 土木/水道、建築、電気、管・機械</td> </tr> </table> <p>f) 過去3年間とは、当該年度を含む直近の3年間である。受賞日（表彰状記載日）の日付けにかかわらず、毎年8月1日を基準日とし、評価対象の年度を切り替える。（ただし、令和3年度～令和5年度内受賞分については、暫定措置の評価対象期間を次表※1～3のとおり設定する。）</p> <p>評価対象期間の改定に伴う暫定措置</p> <p>※1 令和3年度受賞分については、令和6年4月30日公告工事までを評価対象とする。</p> <p>※2 令和4年度受賞分については、令和7年7月31日公告工事までを評価対象とする。</p> <p>※3 令和5年度受賞分については、改定前と同様に申請書等提出期限日（自己評価表提出期限日）までに受賞（表彰状記載日）した表彰から評価対象とする。評価対象の終了は令和8年7月31日公告工事までとする。</p> <p>以降は、暫定措置なし。（令和6年度受賞分については、令和6年8月1日公告から令和9年7月31日公告まで評価対象）</p>	評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準	優良建設業者表彰	過去3年間の優良工事表彰の有無	5	5.0	県知事表彰の実績あり	3.0	県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり	2.0	県土木建築部(各事務所長、各課長)又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり	0.0	なし	表彰区分	: 知事、部長、各事務所長、各課長	部門	: 土木、建築、電気、管、造園	表彰区分	: 知事、部長 ※出先機関の表彰は対象外	部門	: 農業土木、水産土木、森林土木	表彰区分	: 局長	部門	: 土木/水道、建築、電気、管・機械	<p>(3) 優良建設業者表彰 &lt;&lt;全型共通&gt;&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価細目</th> <th>評価の視点</th> <th>配点</th> <th>点数</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">優良建設業者表彰</td> <td rowspan="4">過去3年間の優良工事表彰の有無</td> <td rowspan="4">5</td> <td>5.0</td> <td>県知事表彰の実績あり</td> </tr> <tr> <td>3.0</td> <td>県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり</td> </tr> <tr> <td>2.0</td> <td>県土木建築部土木事務所長、県施設建築課長、又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり</td> </tr> <tr> <td>0.0</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式2）</p> <p>c) 「県」は、以下を対象とする。</p> <p>○沖縄県土木建築部          ※技術・建設業課ホームページ以下 URL 参照  <a href="https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/hyousyou/hyousyou.html">https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/hyousyou/hyousyou.html</a></p> <table border="1"> <tr> <td>表彰区分</td> <td>: 知事、部長、各土木事務所長、施設建築課長</td> </tr> <tr> <td>部門</td> <td>: 土木、建築、電気、管、造園</td> </tr> </table> <p>○沖縄県農林水産部</p> <table border="1"> <tr> <td>表彰区分</td> <td>: 知事、部長 ※出先機関の表彰は対象外</td> </tr> <tr> <td>部門</td> <td>: 農業土木、水産土木、森林土木</td> </tr> </table> <p>○沖縄県企業局</p> <table border="1"> <tr> <td>表彰区分</td> <td>: 局長</td> </tr> <tr> <td>部門</td> <td>: 土木/水道、建築、電気、管・機械</td> </tr> </table> <p>f) 過去3年間とは、当該年度を含む直近の3年度間である。</p> <p>g) 当該年度における表彰は、申請書及び確認資料提出期限日までに受賞した表彰を対象とする。受賞日は、表彰状に記載されている日とする。※自己評価型の場合、1.5 g)参照。</p>	評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準	優良建設業者表彰	過去3年間の優良工事表彰の有無	5	5.0	県知事表彰の実績あり	3.0	県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり	2.0	県土木建築部土木事務所長、県施設建築課長、又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり	0.0	なし	表彰区分	: 知事、部長、各土木事務所長、施設建築課長	部門	: 土木、建築、電気、管、造園	表彰区分	: 知事、部長 ※出先機関の表彰は対象外	部門	: 農業土木、水産土木、森林土木	表彰区分	: 局長	部門	: 土木/水道、建築、電気、管・機械	<p>【39ページ】</p> <p>土木事務所、施設建築課だけでなく、他の事務所や課も表彰があるため、分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p> <p>毎年度受賞日が異なることで、評価対象日数が受賞年度毎に異なっていた。受賞日にかかわらず3年間を評価対象とするために改定。</p>
評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準																																																						
優良建設業者表彰	過去3年間の優良工事表彰の有無	5	5.0	県知事表彰の実績あり																																																						
			3.0	県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり																																																						
			2.0	県土木建築部(各事務所長、各課長)又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり																																																						
			0.0	なし																																																						
表彰区分	: 知事、部長、各事務所長、各課長																																																									
部門	: 土木、建築、電気、管、造園																																																									
表彰区分	: 知事、部長 ※出先機関の表彰は対象外																																																									
部門	: 農業土木、水産土木、森林土木																																																									
表彰区分	: 局長																																																									
部門	: 土木/水道、建築、電気、管・機械																																																									
評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準																																																						
優良建設業者表彰	過去3年間の優良工事表彰の有無	5	5.0	県知事表彰の実績あり																																																						
			3.0	県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり																																																						
			2.0	県土木建築部土木事務所長、県施設建築課長、又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり																																																						
			0.0	なし																																																						
表彰区分	: 知事、部長、各土木事務所長、施設建築課長																																																									
部門	: 土木、建築、電気、管、造園																																																									
表彰区分	: 知事、部長 ※出先機関の表彰は対象外																																																									
部門	: 農業土木、水産土木、森林土木																																																									
表彰区分	: 局長																																																									
部門	: 土木/水道、建築、電気、管・機械																																																									

**総合評価方式の運用（令和5年4月） 新旧対照表**

新（令和5年4月1日以降適用）	旧（令和4年4月1日以降適用）	備考
<p>g) 評価は提出された申請書及び確認資料により行い、それらの確認は提出された証明資料により行う。</p> <p>申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。ただし、申請書及び確認資料における評価に係る記載内容が土木建築部における表彰の場合、証明資料の提出が無くとも最低点とはしない。</p> <p>例1) 提出された申請書及び確認資料では沖縄県農林水産部における県知事表彰（5点）であるが、提出された証明資料が国（局長）表彰（3点）だった場合、評価は最低点に下方修正を行う。</p> <p>例2) 提出された申請書及び確認資料では沖縄県農林水産部における県知事表彰（5点）であるが、証明資料の提出が無く、沖縄県土木建築部における県知事表彰（5点）がある場合、評価は最低点に下方修正する。</p> <p>例3) 提出された申請書及び確認資料では沖縄県土木建築部における県知事表彰（5点）であるが、正しくは沖縄県土木建築部における事務所長表彰（2点）だった場合、評価は最低点に下方修正を行う。</p> <p>4) 申請書の記載内容を証明する証明資料</p> <p>c) 国の表彰の場合、登録内容確認書<b>竣工登録</b>により、同一工種を確認する。</p>	<p>h) 評価は申請書及び確認資料により行うものとし、複数の工事の記入、記入漏れ・ミス、書類不備等がある場合は、最低点に下方修正を行うものとする。（例）県知事表彰として申請し、証明資料が土木建築部長表彰だった場合、0点となる。</p> <p>4) 申請書の記載内容を証明する証明資料</p> <p>c) 国の表彰の場合、登録内容確認書により、同一工種を確認する。</p>	<p>【40 ページ】 分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p> <p>【41 ページ】 分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p>
<p><b>（5） 手持ち工事量 《特別簡易型、簡易型（I・II型）、標準型》</b></p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式8）</p> <p>f) 年度毎の受注額算出については、契約書（改定契約書は含まない）における契約締結日の属する年度を原則とする。建設工事請負仮契約書と契約書の契約締結日の年度が異なる場合、契約書の契約締結日の属する年度を原則とする。また、「契約額が1千万円未満の工事」及び「改定契約額」は、受注額算出の対象としない。（A、B）</p> <p>g) 過去3年間とは、当該年度を含まない直近の3年度間とする。ただし、特殊工事の場合は3年度間以上とすることができる。（入札説明書等を確認すること）</p> <p>j) 債務負担行為工事は、「年度毎の支払限度額」を「年度毎の受注額（契約金額）」として評価する。債務負担行為工事において、「年度毎の改定契約額を含まない受注金額（支払限度額）が分かる資料」の提出がない場合、書類不備として、最低点に下方修正を行う。</p> <p>ただし、ゼロ債務負担行為工事（初年度の支払限度額がゼロ）の場合は、契約額を契約締結日の属する年度の受注額に計上することとし、「年度毎の改定契約額を含まない受注金額（支払限度額）が分かる資料」の提出は不要とする。</p>	<p><b>（5） 手持ち工事量 《特別簡易型、簡易型（I・II型）、標準型》</b></p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式8）</p> <p>f) 年度毎の受注額算出については、契約書（仮契約書は含まない）における契約締結日の属する年度を原則とする。また、「契約額が1千万円未満の工事」及び「改定契約額」は、受注額算出の対象としない。（A、B）</p> <p>g) 過去3年間とは、当該年度を含まない直近の3年度間とする。ただし、特殊工事の場合は3年度間以上とすることができる。</p> <p>j) 債務負担行為工事（ゼロ県債等を含む）は、「年度毎の支払限度額」を「年度毎の受注額（契約金額）」として評価する。債務負担行為工事において、「年度毎の改定契約額を含まない受注金額（支払限度額）が分かる資料」の提出がない場合、書類不備として、最低点に下方修正を行う。</p>	<p>【43 ページ】 分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p> <p>【44 ページ】 ゼロ債務負担行為工事が繰越承認工事よりマイナス評価となる期間が長い計上方法としていたものを、同等になるよう改定。</p>

総合評価方式の運用（令和5年4月） 新旧対照表

新（令和5年4月1日以降適用）	旧（令和4年4月1日以降適用）	備考
<p>m) 評価は提出された申請書及び確認資料により行い、それらの確認は提出された証明資料により行う。</p> <p>申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。ただし、申請書及び確認資料において記載すべきでない工事を記載し、これに係る証明資料の提出が無くとも最低点とはしない。</p> <p>建設行政情報システムにおいても確認を行い、提出された申請書及び確認資料において記載すべき工事が漏れていた場合、評価は最低点に下方修正とする。</p> <p>証明資料による確認の結果、申請書及び確認資料の記載に誤りがあった場合、評価は下方修正のみを行う。</p> <p>建設行政情報システムにより申請書及び確認資料の内容確認ができた場合は、評価の下方修正のみを行うものとする。ただし、その場合においても、提出した申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。</p> <p>4) 記載内容を証明する証明資料</p> <div data-bbox="231 915 1264 1142" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 登録内容確認書受注登録(写)[コリンズ登録の場合]</li> <li>● 当初契約書(写)</li> <li>● 年度毎の受注額(年度毎の支払限度額)がわかる資料(契約書第 40 条等当該ページ写し又は仮契約後の当該通知の写し等)[債務負担行為工事の場合]</li> <li>● 工事内容等を証明する資料[コリンズ登録されていない場合]</li> </ul> </div> <p>b) コリンズ登録のある場合</p> <p>登録内容確認書受注登録により、同一工種、工期、当初契約金額を確認する。</p> <p>d) 債務負担行為工事の場合、年度毎の改定契約額を含まない受注金額(支払限度額)がわかる資料により確認する。</p> <p>e) 発注者は当該年度受注額(債務負担行為工事における年度毎の支払限度額の影響を含む)がゼロであることを確認すること。当該年度受注額(A)がゼロの場合、過去3年間の平均受注額(B)にかかる証明資料を省略することができる。当該年度受注額(A)がゼロであることが確認できた場合、過去3年間の受注額にかかる記載内容の確認は行わず、満点の評価とする。その場合、過年度の受注額に関する工事の記入漏れ、計算間違い、記入ミスがあった場合も満点の評価とする。</p>	<p>m) 評価は申請書及び確認資料により行うものとし、計算間違い、記入漏れ・ミス、書類不備等の場合は、最低点に下方修正を行うものとする。ただし、建設行政情報システムにより申請書等の内容確認ができた場合は、評価の下方修正のみを行うものとする。</p> <p>4) 記載内容を証明する証明資料</p> <div data-bbox="1484 915 2516 1142" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 登録内容確認書(写)[CORINS 登録の場合]</li> <li>● 当初契約書(写)</li> <li>● 年度毎の受注額(支払限度額)がわかる資料(当初契約書等(写))[複数年度に渡る工事(債務負担工事、ゼロ県債等)の場合]</li> <li>● 工事内容等を証明する資料[CORINS 登録されていない場合]</li> </ul> </div> <p>b) CORINS 登録のある場合</p> <p>登録内容確認書により、同一工種、工期、当初契約金額を確認する。</p> <p>d) 複数年度に渡る工事の場合、年度毎の改定契約額を含まない受注金額(支払限度額)がわかる資料により確認する。</p> <p>e) 当該年度受注額(A)がゼロの場合、過去3年間の平均受注額(B)にかかる証明資料を省略することができる。なお、発注者は当該年度受注額(債務負担行為工事、ゼロ県債等の影響を含む)がゼロであることを確認すること。</p>	<p>【45 ページ】 分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p> <p>【46 ページ】 分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p>

## 総合評価方式の運用（令和5年4月） 新旧対照表

新（令和5年4月1日以降適用）	旧（令和4年4月1日以降適用）	備考																																		
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">(6) 週休2日実施工事実績 《全型共通》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">評価細目</th> <th style="width: 25%;">評価の視点</th> <th style="width: 5%;">配点</th> <th style="width: 5%;">点数</th> <th style="width: 50%;">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">週休2日実施工事実績</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">過去1年間の週休2日実施証明書発行工事実績の有無</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> <td style="text-align: center;">4週8休かつ現場一斉閉所日達成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.5</td> <td style="text-align: center;">4週8休達成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">4週7休達成 ※)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">4週6休達成 ※)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.0</td> <td style="text-align: center;">週休2日実施証明書が発行された実績なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; color: red;">※) 令和6年4月1日以降公告の総合評価方式において、4週6休および7休の達成については、加点しない予定である。</p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式6-2）</p> <p style="margin-left: 20px;">e) 申請書及び確認資料提出期限日（※提出日でないことに留意）の7日前（休日含む）からその1年前（休日含む）までに「週休2日実施証明書」が発行された工事を評価対象とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">※ 自己評価型の場合、1.5 g)参照。</p> <p>4) 申請書等の記載内容を証明する証明資料</p> <p style="margin-left: 20px;">d) コリンス登録のある場合</p> <p style="margin-left: 40px;">登録内容確認書<b style="color: red;">竣工登録</b>により、工事の完成、工期、受発注者、同一工種の確認を行う。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">(7) ICT活用工事実績 《全型共通》</p> <p>1) 評価に関する運用事項</p> <p style="margin-left: 20px;">e) 申請書及び確認資料提出期限日（※提出日でないことに留意）の7日前（休日含む）からその2年前（休日含む）までに「ICT活用証明書」が発行された工事を評価対象とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">※ 自己評価型の場合、1.5 g)参照。</p> <p>4) 申請書等の記載内容を証明する証明資料</p> <p style="margin-left: 20px;">d) コリンス登録のある場合</p> <p style="margin-left: 40px;">登録内容確認書<b style="color: red;">竣工登録</b>により、工事の完成、工期、受発注者の確認を行う。</p>	評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準	週休2日実施工事実績	過去1年間の週休2日実施証明書発行工事実績の有無	2	2.0	4週8休かつ現場一斉閉所日達成	1.5	4週8休達成	1.0	4週7休達成 ※)	0.5	4週6休達成 ※)	0.0	週休2日実施証明書が発行された実績なし	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">(6) 週休2日実施工事実績 《全型共通》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">評価細目</th> <th style="width: 25%;">評価の視点</th> <th style="width: 5%;">配点</th> <th style="width: 5%;">点数</th> <th style="width: 50%;">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">週休2日実施工事実績</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">過去1年間の週休2日実施証明書発行工事実績の有無</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> <td style="text-align: center;">4週8休達成 または 4週8休かつ現場一斉閉所日達成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.5</td> <td style="text-align: center;">4週7休達成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">4週6休達成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.0</td> <td style="text-align: center;">週休2日実施証明書が発行された実績なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式6-2）</p> <p style="margin-left: 20px;">e) 申請書及び確認資料提出期限日（※提出日でないことに留意）の7日前（休日含む）からその1年前（休日含む）までに「週休2日実施証明書」が発行された工事を評価対象とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">※ 自己評価型の場合、1.5 g)参照。</p> <p style="margin-left: 40px;">ただし、令和3年3月25日までに発行された「週休2日実施証明書」は、発行日によらず、令和3年度内は評価対象として、取り扱う。</p> <p>4) 申請書等の記載内容を証明する証明資料</p> <p style="margin-left: 20px;">d) CORINS 登録のある場合</p> <p style="margin-left: 40px;">登録内容確認書により、工事の完成、工期、受発注者、同一工種の確認を行う。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">(7) ICT活用工事実績 《全型共通》</p> <p>1) 評価に関する運用事項</p> <p style="margin-left: 20px;">e) 申請書及び確認資料提出期限日（※提出日でないことに留意）の7日前（休日含む）からその2年前（休日含む）までに「ICT活用証明書」が発行された工事を評価対象とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">※ 自己評価型の場合、1.5 g)参照。</p> <p style="margin-left: 40px;">ただし、令和3年3月25日までに発行された「ICT活用証明書」は、発行日によらず、令和4年度内も評価対象として取り扱う。</p> <p>4) 申請書等の記載内容を証明する証明資料</p> <p style="margin-left: 20px;">d) CORINS 登録のある場合</p> <p style="margin-left: 40px;">登録内容確認書により、工事の完成、工期、受発注者の確認を行う。</p>	評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準	週休2日実施工事実績	過去1年間の週休2日実施証明書発行工事実績の有無	2	2.0	4週8休達成 または 4週8休かつ現場一斉閉所日達成	1.5	4週7休達成	1.0	4週6休達成	0.0	週休2日実施証明書が発行された実績なし	<p>【47 ページ】</p> <p style="font-size: small;">長時間労働や処遇の改善を促進するため、評価点数を改定。</p> <p>【48 ページ】</p> <p style="font-size: small;">評価対象期間外となり削除。</p> <p style="font-size: small;">分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p> <p>【49 ページ】</p> <p style="font-size: small;">評価対象期間外となり削除。</p> <p>【50 ページ】</p> <p style="font-size: small;">分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p>
評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準																																
週休2日実施工事実績	過去1年間の週休2日実施証明書発行工事実績の有無	2	2.0	4週8休かつ現場一斉閉所日達成																																
			1.5	4週8休達成																																
			1.0	4週7休達成 ※)																																
			0.5	4週6休達成 ※)																																
			0.0	週休2日実施証明書が発行された実績なし																																
評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準																																
週休2日実施工事実績	過去1年間の週休2日実施証明書発行工事実績の有無	2	2.0	4週8休達成 または 4週8休かつ現場一斉閉所日達成																																
			1.5	4週7休達成																																
			1.0	4週6休達成																																
			0.0	週休2日実施証明書が発行された実績なし																																

総合評価方式の運用（令和5年4月） 新旧対照表

新（令和5年4月1日以降適用）	旧（令和4年4月1日以降適用）	備考
<p>(8) 労務費見積り尊重宣言 《全型共通》</p> <p>1) 評価に関する運用事項</p> <p>a) 内訳明示する旨を記した誓約書（別記様式6-3）及び「労務費見積り尊重宣言」を公表したことが確認できる資料（様式指定なし）の確認により評価する。</p> <p>・宣言を公表したことが確認できる資料の例</p> <p>    下記のア）又はイ）のいずれかで良いが、下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示する旨及び自社名を明示して宣言を公表していることが分かる資料とすること。</p> <p>    ア) ホームページやアカウント無しで誰でも閲覧可能なSNS等において公表する。その場合、「掲載したページの写し」を提出すること。（実際にアクセスして閲覧可能か確認するため、写しには当該URLも記載すること。）</p> <p>    イ) 下請け企業等、社外の者が確認できるような場所（会社入口や廊下等）において、掲示することで公表する。その場合、「実際の掲示環境写真及び掲示資料の写し」を提出すること。</p> <p>b) 全て自社施工を予定している元請企業の場合においても、上記a)を確認できれば評価する。</p> <p>2) JVに関する運用事項</p> <p>b) 特定JVとして申請する場合は、宣言を公表したことが確認できる資料は、特定JVの代表者のみでよい。</p> <p>c) 経常JVとして申請する場合は、宣言を公表したことが確認できる資料は、経常JVの全ての構成員において必要とする。</p> <p>3) 記載内容を証明する証明資料</p> <p>a) 宣言を公表したことが確認できる資料（様式指定なし）については、別記様式6-3に併せて提出する。</p> <p>4) 履行確認</p> <p>a) 完成時に、主任監督員による履行確認を行う。</p> <p>b) 履行確認は、下請企業から元請企業への見積書を確認し、労務費（労務賃金）の内訳明示がされていること確認する。</p> <p>    確認対象は、1次下請契約額上位1位の企業に加え、下請金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の1次下請契約の企業の見積書とする。（当初契約、契約変更を含む）</p> <p>c) 完成時に履行の確認ができない場合は、履行の担保（ペナルティー）の対象とする。</p> <p>d) 確認対象となる1次下請契約が無いことが確認できた場合は、ペナルティーの対象外とする。</p>	<p>(8) 労務費見積り尊重宣言 《全型共通》</p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式6-3、ホームページ等の写し及びそのURL）</p> <p>a) 別記様式6-3における労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を記した誓約書、「労務費見積り尊重宣言」をホームページ等において公表した事実が確認できる資料（ホームページ等の写し）及びそのURLが確認できる資料により評価対象とする。</p> <p>2) JVに関する運用事項</p> <p>b) 特定JVとして申請する場合は、「労務費見積り尊重宣言」をホームページ等において公表した事実が確認できる資料（ホームページ等の写し）及びそのURLが確認できる資料は、特定JVの代表者のみでよい。</p> <p>c) 経常JVとして申請する場合は、「労務費見積り尊重宣言」をホームページ等において公表した事実が確認できる資料（ホームページ等の写し）及びそのURLが確認できる資料は、経常JVの全ての構成員において必要とする。</p> <p>3) 記載内容を証明する証明資料</p> <p>a) ホームページ等において公表した事実が確認できる資料（ホームページ等の写し）及びそのURLが確認できる資料については、入札参加資格確認資料である別記様式6-3に添付として併せて提出する。</p>	<p>【51ページ】</p> <p>宣言の公表方法を追加し、公表したことを確認できる資料について改定。</p>



**総合評価方式の運用（令和5年4月） 新旧対照表**

新 （令和5年4月1日以降適用）	旧 （令和4年4月1日以降適用）	備 考																												
<p>(10) 近隣地域での施工実績 《特別簡易型、簡易型(I・II型)、標準型》</p> <p>4) 記載内容を証明する証明資料</p> <p>b) コリンス登録のある場合</p> <p align="center">登録内容確認書<b>竣工登録</b>により、工事の完成、同一工種(又は同種工事)、工期、施工場所、契約金額を確認する。</p>	<p>(10) 近隣地域での施工実績 《特別簡易型、簡易型(I・II型)、標準型》</p> <p>4) 記載内容を証明する証明資料</p> <p>b) CORINS 登録のある場合</p> <p align="center">登録内容確認書により、工事の完成、同一工種(又は同種工事)、工期、施工場所、契約金額を確認する。</p>	<p>【54 ページ】</p> <p align="center">分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p>																												
<p>(11) 難工事施工実績 《全型共通》</p> <p>1) 評価に関する運用事項</p> <p>b) 沖縄県土木建築部が<b>令和2年4月以降</b>に発注した工事のうち、発注者が工事完成時に「難工事施工証明書」を発行した工事の施工実績1件で評価する。工種は問わない。</p> <p>f) 申請書及び確認資料提出期限日（※提出日でないことに留意）の7日前（休日含む）からその1年前（休日含む）までに「難工事施工証明書」が発行された工事を評価対象とする。</p> <p>※ 自己評価型の場合、1.5 g)参照。</p>	<p>(11) 難工事施工実績 《全型共通》</p> <p>1) 評価に関する運用事項</p> <p>b) 沖縄県土木建築部が発注した工事のうち、発注者が工事完成時に「難工事施工証明書」を発行した工事の施工実績1件で評価する。工種は問わない。</p> <p>g) 申請書及び確認資料提出期限日（※提出日でないことに留意）の7日前（休日含む）からその1年前（休日含む）までに「難工事施工証明書」が発行された工事を評価対象とする。</p> <p>※ 自己評価型の場合、1.5 g)参照。</p> <p align="center">ただし、令和3年3月25日までに発行された「難工事施工証明書」は、発行日によらず、令和3年度内は評価対象として取り扱う。</p>	<p>【55 ページ】</p> <p align="center">記載漏れを追記。</p> <p align="center">評価対象期間外となり削除。</p>																												
<p>(12) 県内企業の下請活用 《全型共通》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価細目</th> <th>評価の視点</th> <th>配点</th> <th>点数</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県内企業の下請活用</td> <td rowspan="3">県内企業下請比率=県内企業下請予定額÷全下請予定額</td> <td rowspan="3">3 (2)</td> <td>3 (2)</td> <td>県内企業下請比率:〇%以上または <b>元請県内企業におけるすべて自社施工</b></td> </tr> <tr> <td>1.5 (1)</td> <td>県内企業下請比率:〇%以上 〇%未満</td> </tr> <tr> <td>0 (0)</td> <td>県内企業下請比率:〇%未満</td> </tr> </tbody> </table>	評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準	県内企業の下請活用	県内企業下請比率=県内企業下請予定額÷全下請予定額	3 (2)	3 (2)	県内企業下請比率:〇%以上または <b>元請県内企業におけるすべて自社施工</b>	1.5 (1)	県内企業下請比率:〇%以上 〇%未満	0 (0)	県内企業下請比率:〇%未満	<p>(12) 県内企業の下請活用 《全型共通》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価細目</th> <th>評価の視点</th> <th>配点</th> <th>点数</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県内企業の下請活用</td> <td rowspan="3">県内企業下請比率=県内企業下請予定額÷全下請予定額</td> <td rowspan="3">3 (2)</td> <td>3 (2)</td> <td>県内企業下請比率:〇%以上またはすべて自社施工</td> </tr> <tr> <td>1.5 (1)</td> <td>県内企業下請比率:〇%以上 〇%未満</td> </tr> <tr> <td>0 (0)</td> <td>県内企業下請比率:〇%未満</td> </tr> </tbody> </table>	評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準	県内企業の下請活用	県内企業下請比率=県内企業下請予定額÷全下請予定額	3 (2)	3 (2)	県内企業下請比率:〇%以上またはすべて自社施工	1.5 (1)	県内企業下請比率:〇%以上 〇%未満	0 (0)	県内企業下請比率:〇%未満	<p>【57 ページ】</p> <p align="center">分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p>
評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準																										
県内企業の下請活用	県内企業下請比率=県内企業下請予定額÷全下請予定額	3 (2)	3 (2)	県内企業下請比率:〇%以上または <b>元請県内企業におけるすべて自社施工</b>																										
			1.5 (1)	県内企業下請比率:〇%以上 〇%未満																										
			0 (0)	県内企業下請比率:〇%未満																										
評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準																										
県内企業の下請活用	県内企業下請比率=県内企業下請予定額÷全下請予定額	3 (2)	3 (2)	県内企業下請比率:〇%以上またはすべて自社施工																										
			1.5 (1)	県内企業下請比率:〇%以上 〇%未満																										
			0 (0)	県内企業下請比率:〇%未満																										
<p>1) 評価に関する運用事項（別記様式6）</p> <p>g) 評価基準の設定は、工事内容等により適切に設定する。（設定例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価細目</th> <th>配点</th> <th>点数</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県内企業の下請活用</td> <td rowspan="4">2</td> <td>2.0</td> <td>県内企業下請比率:30%以上または <b>元請県内企業におけるすべて自社施工</b></td> </tr> <tr> <td>1.0</td> <td>県内企業下請比率:20%以上 30%未満</td> </tr> <tr> <td>0.0</td> <td>県内企業下請比率:20%未満</td> </tr> <tr> <td>0.0</td> <td>県内企業下請比率:20%未満</td> </tr> </tbody> </table>	評価細目	配点	点数	評価基準	県内企業の下請活用	2	2.0	県内企業下請比率:30%以上または <b>元請県内企業におけるすべて自社施工</b>	1.0	県内企業下請比率:20%以上 30%未満	0.0	県内企業下請比率:20%未満	0.0	県内企業下請比率:20%未満	<p>1) 評価に関する運用事項（別記様式6）</p> <p>g) 評価基準の設定は、工事内容等により適切に設定する。（設定例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価細目</th> <th>配点</th> <th>点数</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県内企業の下請活用</td> <td rowspan="3">2</td> <td>2.0</td> <td>県内企業下請比率:30%以上またはすべて自社施工</td> </tr> <tr> <td>1.0</td> <td>県内企業下請比率:20%以上 30%未満</td> </tr> <tr> <td>0.0</td> <td>県内企業下請比率:20%未満</td> </tr> </tbody> </table>	評価細目	配点	点数	評価基準	県内企業の下請活用	2	2.0	県内企業下請比率:30%以上またはすべて自社施工	1.0	県内企業下請比率:20%以上 30%未満	0.0	県内企業下請比率:20%未満			
評価細目	配点	点数	評価基準																											
県内企業の下請活用	2	2.0	県内企業下請比率:30%以上または <b>元請県内企業におけるすべて自社施工</b>																											
		1.0	県内企業下請比率:20%以上 30%未満																											
		0.0	県内企業下請比率:20%未満																											
		0.0	県内企業下請比率:20%未満																											
評価細目	配点	点数	評価基準																											
県内企業の下請活用	2	2.0	県内企業下請比率:30%以上またはすべて自社施工																											
		1.0	県内企業下請比率:20%以上 30%未満																											
		0.0	県内企業下請比率:20%未満																											

総合評価方式の運用（令和5年4月） 新旧対照表

新（令和5年4月1日以降適用）	旧（令和4年4月1日以降適用）	備考
<p><b>（13） 社会資本維持活動の実績 《全型共通》</b></p> <p>公共工事の品質を確保し、工事を円滑に実施するために、社会資本維持活動（社会資本維持に関するボランティア等）を通じて信頼性・社会性を有する企業によって工事が担われることが望ましいことから評価する。</p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式9）</p> <p>b) 活動へ<b>自社としての</b>参加が確認できないものについては、実績と認めない。</p> <p>d) 対象期間は、<b>活動実施日</b>が当該年度を含まない直近の1年度間とする。</p> <p>e) 評価対象の例は以下のとおり。（社会資本維持活動に関するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリーンアップキャンペーン</li> <li>・ 災害ボランティア</li> <li>・ ボランティアサポートプログラム</li> <li>・ 道路・河川ボランティア制度等（<b>県が報奨金で支援している活動も含む</b>）</li> </ul> <p>f) ボランティアグループ等に対する<b>金銭の寄付</b>や<b>物品の寄贈</b>は、評価の対象としない。</p> <p>4) 記載内容を証明する証明資料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 活動内容を証明する資料（新聞記事、表彰状、施設管理者やイベント主催者等が発行した証明書等で<b>会社としての参加が確認できるもの。自社証明は認めない。</b>）</li> <li>※ホームページによる場合は、<b>掲載ページ</b>を印刷し、URLを明記すること。</li> </ul> </div> <p>b) 社会資本維持活動を証明できる資料（新聞記事、表彰状、施設管理者やイベント主催者等が発行した証明書等）により、会社名、実施場所、<b>実施日</b>、内容等を確認する。</p>	<p><b>（13） 社会資本維持活動の実績 《全型共通》</b></p> <p>公共工事の品質を確保し、工事を円滑に実施するために、社会資本維持活動（ボランティア等）を通じて信頼性・社会性を有する企業によって工事が担われることが望ましいことから評価する。</p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式9）</p> <p>b) 活動への参加が確認できないものについては、実績と認めない。</p> <p>d) 対象期間は、当該年度を含まない直近の1年度間とする。</p> <p>e) 評価対象の例は以下のとおり。（社会資本維持活動に関するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリーンアップキャンペーン</li> <li>・ 災害ボランティア</li> <li>・ ボランティアサポートプログラム</li> <li>・ 道路・河川ボランティア制度等</li> </ul> <p>f) ボランティアグループ等に対する寄付は、評価の対象としない。</p> <p>4) 記載内容を証明する証明資料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 活動内容を証明する資料（新聞記事、表彰状、施設管理者やイベント主催者等が発行した証明書等）</li> <li>※ホームページによる場合は、<b>HP</b>印刷し、<b>URL</b>を明記すること。</li> </ul> </div> <p>b) 社会資本維持活動（ボランティア活動等）を証明できる資料（新聞記事、表彰状、施設管理者やイベント主催者等が発行した証明書等）により、会社名、実施場所、時期、内容等を確認する。</p>	<p>【58ページ】</p> <p>分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p>

**総合評価方式の運用（令和5年4月） 新旧対照表**

新（令和5年4月1日以降適用）	旧（令和4年4月1日以降適用）	備 考
<p><b>1.7.6.3 技術者に関する評価基準及び運用事項</b></p> <p><b>（1） 配置予定技術者の資格・年数 《全型共通》</b></p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式3）</p> <p>h) 評価は<b>提出された</b>申請書及び確認資料により行い、<b>それらの確認は提出された証明資料により行う。</b></p> <p>申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。</p> <p>証明資料による確認の結果、申請書及び確認資料の記載に誤りがあった場合、評価は下方修正のみを行う。</p> <p>建設行政情報システムにより申請書<b>及び確認資料</b>の内容確認ができた場合は、評価の下方修正のみを行うものとする。<b>ただし、その場合においても、提出した申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。</b></p> <p>i) 技術者育成型において専任補助者を配置する場合は、別記様式 3-2 を提出すること。この場合、配置予定技術者の評価は、別記様式 3-2 の「専任で補助する配置予定技術者」に代えて、当該専任補助者で行う。</p> <p>ただし、配置予定技術者、専任補助者ともに公告に示す資格を有すること。</p> <p><b>（2） 同一工種(又は同種工事)の施工経験 《全型共通》</b></p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式3）</p> <p>p) 評価は<b>提出された</b>申請書及び確認資料により行い、<b>それらの確認は提出された証明資料により行う。</b></p> <p>申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。</p> <p>証明資料による確認の結果、申請書及び確認資料の記載に誤りがあった場合、評価は下方修正のみを行う。</p> <p>建設行政情報システムにより申請書<b>及び確認資料</b>の内容確認ができた場合は、評価の下方修正のみを行うものとする。<b>ただし、その場合においても、提出した申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。</b></p> <p>4) 記載内容を証明する証明資料</p> <p>b) コリンズ登録のある場合</p> <p>登録内容確認書<b>竣工登録</b>により、工事の完成、同一工種(又は同種工事)、工期、従事役職及びその役職従事期間、配置予定技術者の従事期間を確認する。登録確認書により工期の1/2を超えて従事していることが分かる場合、実績を認める。工期の1/2以下又は確認できない場合、求められている施工実績に係る施工期間の1/2（工期の1/2でもよい）を超えて従事（役職経験ありの場合、役職従事期間の資料も含む）したことが証明できる資料（実施工程表等）の写しを添付すること。</p>	<p><b>1.7.6.3 技術者に関する評価基準及び運用事項</b></p> <p><b>（1） 配置予定技術者の資格・年数 《全型共通》</b></p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式3）</p> <p>h) 評価は申請書及び確認資料により行うものとし、計算間違い、記入漏れ・ミス、書類不備等の場合は、最低点に下方修正を行うものとする。</p> <p>ただし、建設行政情報システムにより申請書等の内容確認ができた場合は、評価の下方修正のみを行うものとする。</p> <p>i) 若手技術者育成型において専任補助者を配置する場合は、別記様式 3-2 を提出すること。この場合、配置予定技術者の評価は、別記様式 3-2 の「専任で補助する配置予定技術者」に代えて、当該専任補助者で行う。</p> <p>ただし、配置予定技術者、専任補助者ともに公告に示す資格を有すること。</p> <p><b>（2） 同一工種(又は同種工事)の施工経験 《全型共通》</b></p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式3）</p> <p>p) 評価は申請書及び確認資料により行うものとし、計算間違い、記入漏れ・ミス、書類不備等の場合は、最低点に下方修正を行うものとする。</p> <p>ただし、建設行政情報システムにより申請書等の内容確認ができた場合は、評価の下方修正のみを行うものとする。</p> <p>4) 記載内容を証明する証明資料</p> <p>b) CORINS 登録のある場合</p> <p>登録内容確認書により、工事の完成、同一工種(又は同種工事)、工期、従事役職及びその役職従事期間、配置予定技術者の従事期間を確認する。登録確認書により工期の1/2を超えて従事していることが分かる場合、実績を認める。工期の1/2以下又は確認できない場合、求められている施工実績に係る施工期間の1/2（工期の1/2でもよい）を超えて従事（役職経験ありの場合、役職従事期間の資料も含む）したことが証明できる資料（実施工程表等）の写しを添付すること。</p>	<p>【65 ページ】</p> <p>分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p> <p>【66 ページ】</p> <p>年齢を問わないため「若手」を削除。</p> <p>【68 ページ】</p> <p>分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p> <p>【69 ページ】</p> <p>分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p>

総合評価方式の運用（令和5年4月） 新旧対照表

新 （令和5年4月1日以降適用）	旧 （令和4年4月1日以降適用）	備 考																																																																				
<p>(3) 優良技術者表彰 &lt;&lt;全型共通&gt;&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価細目</th> <th>評価の視点</th> <th>配点</th> <th>点数</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">優良技術者表彰</td> <td rowspan="7">過去3年間の優良技術者表彰の有無</td> <td rowspan="7">5</td> <td>5.0</td> <td>現在の企業での県知事表彰の実績あり</td> </tr> <tr> <td>3.0</td> <td>現在の企業での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> <td>現在の企業での県土木建築部(各事務所長、各課長)又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり</td> </tr> <tr> <td>2.5</td> <td>現在の企業以外での県知事表彰の実績あり</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> <td>現在の企業以外での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり</td> </tr> <tr> <td>0.5</td> <td>現在の企業以外での県土木建築部(各事務所長、各課長)又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり</td> </tr> <tr> <td>0.0</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式3）</p> <p>e) 県は、以下を対象とする。</p> <p>○沖縄県土木建築部 ※技術・建設業課ホームページ以下 URL 参照  <a href="https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/hyousyou/hyousyou.html">https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/hyousyou/hyousyou.html</a></p> <table border="1"> <tr> <td>表彰区分</td> <td>知事、部長、各事務所長、各課長</td> </tr> <tr> <td>部 門</td> <td>土木、建築、電気、管、造園</td> </tr> </table> <p>○沖縄県農林水産部</p> <table border="1"> <tr> <td>表彰区分</td> <td>知事、部長 ※出先機関の表彰は対象外</td> </tr> <tr> <td>部 門</td> <td>農業土木、水産土木、森林土木</td> </tr> </table> <p>○沖縄県企業局</p> <table border="1"> <tr> <td>表彰区分</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>部 門</td> <td>土木・水道、建築、電気、管・機械</td> </tr> </table> <p>h) 過去3年間とは、当該年度を含む直近の3年度間である。受賞日(表彰状記載日)の日付けにかかわらず、毎年8月1日を基準日とし、評価対象の年度を切り替える。(ただし、令和3年度～令和5年度内受賞分については、暫定措置の評価対象期間を次表※1～3のとおり設定する。)</p> <p>評価対象期間の改定に伴う暫定措置</p> <p>※1 令和3年度受賞分については、令和6年4月30日公告工事までを評価対象とする。</p> <p>※2 令和4年度受賞分については、令和7年7月31日公告工事までを評価対象とする。</p> <p>※3 令和5年度受賞分については、改定前と同様に申請書等提出期限日(自己評価表提出期限日)までに受賞(表彰状記載日)した表彰から評価対象とする。評価対象の終了は令和8年7月31日公告工事までとする。</p> <p>以降は、暫定措置なし。(令和6年度受賞分については、令和6年8月1日公告から令和9年7月31日公告まで評価対象)</p>	評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準	優良技術者表彰	過去3年間の優良技術者表彰の有無	5	5.0	現在の企業での県知事表彰の実績あり	3.0	現在の企業での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり	1.5	現在の企業での県土木建築部(各事務所長、各課長)又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり	2.5	現在の企業以外での県知事表彰の実績あり	1.5	現在の企業以外での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり	0.5	現在の企業以外での県土木建築部(各事務所長、各課長)又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり	0.0	なし	表彰区分	知事、部長、各事務所長、各課長	部 門	土木、建築、電気、管、造園	表彰区分	知事、部長 ※出先機関の表彰は対象外	部 門	農業土木、水産土木、森林土木	表彰区分	局長	部 門	土木・水道、建築、電気、管・機械	<p>(3) 優良技術者表彰 &lt;&lt;全型共通&gt;&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価細目</th> <th>評価の視点</th> <th>配点</th> <th>点数</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">優良技術者表彰</td> <td rowspan="7">過去3年間の優良技術者表彰の有無</td> <td rowspan="7">5</td> <td>5.0</td> <td>現在の企業での県知事表彰の実績あり</td> </tr> <tr> <td>3.0</td> <td>現在の企業での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> <td>現在の企業での県土木建築部土木事務所長、県施設建築課長、又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり</td> </tr> <tr> <td>2.5</td> <td>現在の企業以外での県知事表彰の実績あり</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> <td>現在の企業以外での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり</td> </tr> <tr> <td>0.5</td> <td>現在の企業以外での県土木建築部土木事務所長、県施設建築課長、又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり</td> </tr> <tr> <td>0.0</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式3）</p> <p>e) 県は、以下を対象とする。</p> <p>○沖縄県土木建築部          ※技術・建設業課ホームページ以下 URL 参照  <a href="https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/hyousyou/hyousyou.html">https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/hyousyou/hyousyou.html</a></p> <table border="1"> <tr> <td>表彰区分</td> <td>知事、部長、各土木事務所長、施設建築課長</td> </tr> <tr> <td>部 門</td> <td>土木、建築、電気、管、造園</td> </tr> </table> <p>○沖縄県農林水産部</p> <table border="1"> <tr> <td>表彰区分</td> <td>知事、部長 ※出先機関の表彰は対象外</td> </tr> <tr> <td>部 門</td> <td>農業土木、水産土木、森林土木</td> </tr> </table> <p>○沖縄県企業局</p> <table border="1"> <tr> <td>表彰区分</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>部 門</td> <td>土木・水道、建築、電気、管・機械</td> </tr> </table> <p>h) 過去3年間とは、当該年度を含む直近の3年度間である。</p> <p>i) 当該年度における表彰は、申請書及び確認資料提出期限日までに受賞した表彰を対象とする。受賞日は、表彰状に記載されている日とする。※自己評価型の場合、1.5 g)参照。</p>	評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準	優良技術者表彰	過去3年間の優良技術者表彰の有無	5	5.0	現在の企業での県知事表彰の実績あり	3.0	現在の企業での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり	1.5	現在の企業での県土木建築部土木事務所長、県施設建築課長、又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり	2.5	現在の企業以外での県知事表彰の実績あり	1.5	現在の企業以外での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり	0.5	現在の企業以外での県土木建築部土木事務所長、県施設建築課長、又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり	0.0	なし	表彰区分	知事、部長、各土木事務所長、施設建築課長	部 門	土木、建築、電気、管、造園	表彰区分	知事、部長 ※出先機関の表彰は対象外	部 門	農業土木、水産土木、森林土木	表彰区分	局長	部 門	土木・水道、建築、電気、管・機械	<p>【70ページ】</p> <p>土木事務所、施設建築課だけでなく、他の事務所や課も表彰があるため、分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p> <p>【71ページ】</p> <p>毎年度受賞日が異なることで、評価対象日数が受賞年度毎に異なっていた。受賞日にかかわらず3年間を評価対象とするために改定。</p>
評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準																																																																		
優良技術者表彰	過去3年間の優良技術者表彰の有無	5	5.0	現在の企業での県知事表彰の実績あり																																																																		
			3.0	現在の企業での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり																																																																		
			1.5	現在の企業での県土木建築部(各事務所長、各課長)又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり																																																																		
			2.5	現在の企業以外での県知事表彰の実績あり																																																																		
			1.5	現在の企業以外での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり																																																																		
			0.5	現在の企業以外での県土木建築部(各事務所長、各課長)又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり																																																																		
			0.0	なし																																																																		
表彰区分	知事、部長、各事務所長、各課長																																																																					
部 門	土木、建築、電気、管、造園																																																																					
表彰区分	知事、部長 ※出先機関の表彰は対象外																																																																					
部 門	農業土木、水産土木、森林土木																																																																					
表彰区分	局長																																																																					
部 門	土木・水道、建築、電気、管・機械																																																																					
評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準																																																																		
優良技術者表彰	過去3年間の優良技術者表彰の有無	5	5.0	現在の企業での県知事表彰の実績あり																																																																		
			3.0	現在の企業での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり																																																																		
			1.5	現在の企業での県土木建築部土木事務所長、県施設建築課長、又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり																																																																		
			2.5	現在の企業以外での県知事表彰の実績あり																																																																		
			1.5	現在の企業以外での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり																																																																		
			0.5	現在の企業以外での県土木建築部土木事務所長、県施設建築課長、又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり																																																																		
			0.0	なし																																																																		
表彰区分	知事、部長、各土木事務所長、施設建築課長																																																																					
部 門	土木、建築、電気、管、造園																																																																					
表彰区分	知事、部長 ※出先機関の表彰は対象外																																																																					
部 門	農業土木、水産土木、森林土木																																																																					
表彰区分	局長																																																																					
部 門	土木・水道、建築、電気、管・機械																																																																					

総合評価方式の運用（令和5年4月） 新旧対照表

新（令和5年4月1日以降適用）	旧（令和4年4月1日以降適用）	備考
<p>k) 評価は提出された申請書及び確認資料により行い、それらの確認は提出された証明資料により行う。</p> <p>申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。ただし、申請書及び確認資料における評価に係る記載内容が土木建築部における表彰の場合、証明資料の提出が無くとも最低点とはしない。</p> <p>例1) 提出された申請書及び確認資料では沖縄県農林水産部における県知事表彰（5点）であるが、提出された証明資料が国（局長）表彰（3点）だった場合、評価は最低点に下方修正を行う。</p> <p>例2) 提出された申請書及び確認資料では沖縄県農林水産部における県知事表彰（5点）であるが、証明資料の提出が無く、沖縄県土木建築部における県知事表彰（5点）がある場合、評価は最低点に下方修正する。</p> <p>例3) 提出された申請書及び確認資料では沖縄県土木建築部における県知事表彰（5点）であるが、正しくは沖縄県土木建築部における事務所長表彰（2点）だった場合、評価は最低点に下方修正を行う。</p> <p>1) 技術者育成型において専任補助者を配置する場合は、別記様式 3-2 を提出すること。この場合、配置予定技術者の評価は、別記様式 3-2 の「専任で補助する配置予定技術者」に替えて、当該専任補助者で行う。</p> <p>4) 記載内容を証明する証明資料</p> <p>c) 国の表彰の場合、登録内容確認書竣工登録により、同一工種を確認する。</p>	<p>1) 評価は申請書及び確認資料により行うものとし、複数の工事の記入、記入漏れ・ミス、書類不備等の場合は、最低点に下方修正を行うものとする。（例）県知事表彰として申請し、証明資料が土木建築部長表彰だった場合、0点となる。</p> <p>m) 若手技術者育成型において専任補助者を配置する場合は、別記様式 3-2 を提出すること。この場合、配置予定技術者の評価は、別記様式 3-2 の「専任で補助する配置予定技術者」に替えて、当該専任補助者で行う。</p> <p>4) 記載内容を証明する証明資料</p> <p>c) 国の表彰の場合、登録内容確認書により、同一工種を確認する。</p>	<p>【71 ページ】</p> <p>分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p> <p>年齢を問わないため「若手」を削除。</p> <p>【72 ページ】</p> <p>分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p>

**総合評価方式の運用（令和5年4月） 新旧対照表**

新（令和5年4月1日以降適用）	旧（令和4年4月1日以降適用）	備考
<p><b>（4） 継続教育（CPD）の状況 &lt;&lt;全型共通&gt;&gt;</b></p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式3）</p> <p>d) 複数年にわたる推奨単位の場合、何年間の実績で申請しているのか明確に記載すること。 ただし、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に係る工事の総合評価方式の当面の運用」（令和3年3月25日土技第1894号）により、以下のとおり取り扱うこととしている。</p> <p>● 令和申請書及び確認資料提出期限日にかかわらず、証明期間の末日の日付が平成31年4月1日以降となる継続教育（CPD）単位取得証明書（写）を証明資料とする。 今後、年度の途中においても当面の運用を見直す可能性があるため、次のホームページの更新状況を確認すること。</p> <p><b>【沖縄県技術・建設業課ホームページ 公共工物品質確保に関する資料（総合評価方式）】</b> <a href="https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyou/hinshitsu.html">https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyou/hinshitsu.html</a></p> <p>h) 評価は提出された申請書及び確認資料により行い、それらの確認は提出された証明資料により行う。 申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。 証明資料による確認の結果、申請書及び確認資料の記載に誤りがあった場合、評価は下方修正のみを行う。</p> <p>i) 技術者育成型において専任補助者を配置する場合は、別記様式3-2を提出すること。この場合、配置予定技術者の評価は、別記様式3-2の「専任で補助する配置予定技術者」に替えて、当該専任補助者で行う。</p> <p>3) 記載内容を証明する証明資料</p> <p>c) 証明期間の末日が申請書及び確認資料提出期限日から直近1年以内の日付が含まれているかを確認する。※自己評価型の場合、1.5 g)参照。 ただし、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に係る工事の総合評価方式の当面の運用」（令和3年3月25日土技第1894号）により、以下のとおり取り扱うこととしている。</p> <p>● 令和申請書及び確認資料提出期限日にかかわらず、証明期間の末日の日付が平成31年4月1日以降となる継続教育（CPD）単位取得証明書（写）を証明資料とする。 今後、年度の途中においても当面の運用を見直す可能性があるため、次のホームページの更新状況を確認すること。</p> <p><b>【沖縄県技術・建設業課ホームページ 公共工物品質確保に関する資料（総合評価方式）】</b> <a href="https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyou/hinshitsu.html">https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyou/hinshitsu.html</a></p>	<p><b>（4） 継続教育（CPD）の状況 &lt;&lt;全型共通&gt;&gt;</b></p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式3）</p> <p>d) 推奨単位は団体により1年、2年、5年等と異なるので、何年間の実績で申請しているのか明確に記載すること。</p> <p>h) 評価は申請書及び確認資料により行うものとし、記入漏れ・ミス、書類不備等の場合は、最低点に下方修正を行うものとする。</p> <p>i) 若手技術者育成型において専任補助者を配置する場合は、別記様式3-2を提出すること。この場合、配置予定技術者の評価は、別記様式3-2の「専任で補助する配置予定技術者」に替えて、当該専任補助者で行う。</p> <p>3) 記載内容を証明する証明資料</p> <p>c) 証明期間の末日が申請書及び確認資料提出期限日から直近1年以内の日付が含まれているかを確認する。※自己評価型の場合、1.5 g)参照。</p>	<p>【73ページ】 分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p> <p>【74ページ】 分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p> <p>年齢を問わないため「若手」を削除。</p> <p>分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p>

総合評価方式の運用（令和5年4月） 新旧対照表

新（令和5年4月1日以降適用）				旧（令和4年4月1日以降適用）				備考
(2) 建設系CPD協議会一覧【参考】 【参考】建設系CPD協議会				(2) 建設系CPD協議会一覧【参考】 【参考】建設系CPD協議会				【75ページ】 「建設系CPD協議会」のウェブサイトより時点修正。サイトの掲載順に並びを修正。
認定団体名	単位取得証明の発行	推奨基準	認定団体名	単位取得証明の発行	推奨基準	備考		
1 (公社)空気調和・衛生工学会	有り	年間50ポイント	1 (公社)空気調和・衛生工学会	有り	年間50ポイント			
2 (一財)建設業振興基金	有り	年間12単位	2 (一社)建設コンサルタンツ協会	有り	年間50単位			
3 (一社)建設コンサルタンツ協会	有り	年間50単位	3 (公社)地盤工学会	有り	年間50単位			
4 (一社)交通工学研究会	有り	年間50、4年間200単位	4 (公社)土木学会	有り	年間50CPD単位			
5 (公社)地盤工学会	有り	年間50単位	5 土質・地質技術者生涯学習協議会(事務局(一社)全国地質調査業協会連合会)	有り	5年間250CPD単位			
6 (公社)森林・自然環境技術教育研究センター	有り	年間20、5年間100CPD時間	6 (一社)日本環境アセスメント協会	有り	5年間250単位			
7 (公社)全国上下水道コンサルタント協会	有り	年間50単位	7 (公社)日本コンクリート工学会	無し	無し			
8 (一社)全国測量設計業協会連合会	有り	年間20、2年間40、5年間100ポイント	8 (公社)日本技術士会	有り	年間50CPD時間 3年間150CPD9時間			
9 (一社)全国土木施工管理技士会連合会	有り	年間20、2年間40、3年間60、4年間80、5年間100ユニット	9 (一社)全国土木施工管理技士会連合会	有り	1年:20、2年:40、3年:60、4年:80、5年:100ユニット			
10 (一社)全日本建設技術協会	有り	年間25単位	10 (公社)日本造園学会	有り	年間50単位			
11 土質・地質技術者生涯学習協議会 [事務局:(一社)全国地質調査業協会連合会]	有り	年間50、5年間250CPD単位	11 (公社)日本都市計画学会	有り	年間50単位			
12 (公社)土木学会	有り	年間50、5年間250単位	12 (公社)農業農村工学会	有り	年間50CPD			
13 (一社)日本環境アセスメント協会	有り	年間50、5年間250単位	13 (公社)日本建築士会連合会	有り	年間12単位			
14 (公社)日本技術士会	有り	年間50、5年間250単位時間	14 (一社)全国測量設計業協会連合会	有り	1年:20、2年:40、5年:100ポイント			
15 (公社)日本建築士会連合会	有り	年間12単位	15 (一社)全国上下水道コンサルタント協会	有り	年間:50単位			
16 (公社)日本コンクリート工学会	無し	無し	16 (一社)森林・自然環境技術者教育会	有り	年間20CPD時間 5年間100CPD時間			
17 (公社)日本造園学会	有り	年間50単位	17 (一財)建設業振興基金	有り	年間12CPD単位			
18 (公社)日本都市計画学会	有り	年間50単位	18 (一社)交通工学研究会	有り	年間50CPD単位			
19 (公社)農業農村工学会	有り	年間50CPD	19 (一社)全日本建設技術協会	有り	年間25単位			
※ 加盟団体、年間推奨単位等は更新されるため「建設系CPD協議会」のウェブサイト ( <a href="http://www.cpd-ccesa.org/">http://www.cpd-ccesa.org/</a> )等により確認を行うこと。				※加盟団体、年間推奨単位等は更新されるため「建設系CPD協議会」のウェブサイト ( <a href="http://www.cpd-ccesa.org/">http://www.cpd-ccesa.org/</a> )等により確認を行うこと。				

**総合評価方式の運用（令和5年4月） 新旧対照表**

新 （令和5年4月1日以降適用）	旧 （令和4年4月1日以降適用）	備 考																																		
<p>3. 総合評価落札方式の評価内容の担保（ペナルティー）</p> <p>3. 1 履行の担保</p> <p>(1) 企業の能力等に関する事</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">不履行の場合</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">特別簡易型</th> <th style="text-align: center;">簡易型(I・II型)、 標準型、高度技術提案型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録基幹技能者等の活用</td> <td style="text-align: center;">- 1点</td> <td style="text-align: center;">- 1点</td> </tr> <tr> <td>労務費見積り尊重宣言</td> <td style="text-align: center;">- 1点</td> <td style="text-align: center;">- 1点</td> </tr> <tr> <td>県内企業の下請活用</td> <td style="text-align: center;">- 2点</td> <td style="text-align: center;">- 3点 ※</td> </tr> <tr> <td>若手・女性技術者の配置、 施策関連項目</td> <td style="text-align: center;">- 2点</td> <td style="text-align: center;">- 3点 ※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※総合評価の評価項目で得た点数と同じ点数を減点する。</p>		不履行の場合		特別簡易型	簡易型(I・II型)、 標準型、高度技術提案型	登録基幹技能者等の活用	- 1点	- 1点	労務費見積り尊重宣言	- 1点	- 1点	県内企業の下請活用	- 2点	- 3点 ※	若手・女性技術者の配置、 施策関連項目	- 2点	- 3点 ※	<p>3. 総合評価落札方式の評価内容の担保（ペナルティー）</p> <p>3. 1 履行の担保</p> <p>(1) 企業の能力等に関する事</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">不履行の場合</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">特別簡易型</th> <th style="text-align: center;">簡易型(I・II型)、 標準型、高度技術提案型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録基幹技能者等の活用</td> <td style="text-align: center;">- 1点</td> <td style="text-align: center;">- 1点</td> </tr> <tr> <td>労務費見積り尊重宣言</td> <td style="text-align: center;">- 1点</td> <td style="text-align: center;">- 1点</td> </tr> <tr> <td>県内企業の下請活用</td> <td style="text-align: center;">- 2点</td> <td style="text-align: center;">- 3点 ※</td> </tr> <tr> <td>若手・女性技術者の配置、 施策関連項目</td> <td style="text-align: center;">- 2点</td> <td style="text-align: center;">- 3点 ※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※簡易I型、II型、標準において、地域要件を設定した場合などは、その配点と同じ点数とする。</p>		不履行の場合		特別簡易型	簡易型(I・II型)、 標準型、高度技術提案型	登録基幹技能者等の活用	- 1点	- 1点	労務費見積り尊重宣言	- 1点	- 1点	県内企業の下請活用	- 2点	- 3点 ※	若手・女性技術者の配置、 施策関連項目	- 2点	- 3点 ※	<p>【87ページ】 分かりやすくなるよう書きぶりを修正。</p>
		不履行の場合																																		
	特別簡易型	簡易型(I・II型)、 標準型、高度技術提案型																																		
登録基幹技能者等の活用	- 1点	- 1点																																		
労務費見積り尊重宣言	- 1点	- 1点																																		
県内企業の下請活用	- 2点	- 3点 ※																																		
若手・女性技術者の配置、 施策関連項目	- 2点	- 3点 ※																																		
	不履行の場合																																			
	特別簡易型	簡易型(I・II型)、 標準型、高度技術提案型																																		
登録基幹技能者等の活用	- 1点	- 1点																																		
労務費見積り尊重宣言	- 1点	- 1点																																		
県内企業の下請活用	- 2点	- 3点 ※																																		
若手・女性技術者の配置、 施策関連項目	- 2点	- 3点 ※																																		